

令和2年5月1日

松阪市立小中学校幼稚園保護者 様

松阪市教育委員会事務局
給食管理課

小中学校幼稚園臨時休業にかかる給食費の取り扱いについて

平素は、本市の学校給食にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。
小中学校の休業措置が5月も継続されることとなりました。6月から学校再開予定ですが、状況によっては再度の休業、また夏休みを利用して授業を行うことも想定されます。つきましては、給食費は、次のようにさせていただきます。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・ 4月、5月の給食費 | 通常とおり集金（納付金システムの都合上） |
| ・ 6月の給食費 | 集金しません |
| ・ 夏休みに給食が実施された場合 | 4月、5月分の給食費で調整し年度内に精算 |

なお、6月以降の給食費については、その後の給食の実施状況で決定します。
大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

事務担当
松阪市教育委員会事務局 給食管理課
電話番号 0598-61-1155